

定 款

(平成 28 年 3 月 18 日 改定)

中部瓦斯株式会社

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は中部瓦斯株式会社と称し、英文では、CHUBU GAS CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社の事業の目的は次の通りとする。

1. ガス事業
2. 熱供給事業
3. 電気供給事業
4. 液化天然ガス・液化石油ガス等の高圧ガスの製造、輸送及び販売
5. 土木・建築・電気・通信・管・内装工事及び機械器具設備工事の設計、監理及び施工
6. ガス機器・厨房設備機器・空調設備機器・衛生設備機器・電気機械器具・電気設備機器の製作、販売、賃貸、修理、運転及び保守管理
7. 浴室・洗面所・台所等の改装工事の設計、監理及び施工
8. 土壌の再生処理に関する事業並びに産業廃棄物処理事業
9. 不動産の売買・賃貸・仲介・管理並びに不動産の鑑定評価事業
10. 情報処理・提供サービス業並びにコンピュータに関連するハードウェア・ソフトウェアの製作、販売及び賃貸
11. 料理教室・スポーツクラブ・ホテル・飲食店の経営、文化・教養講座の開催及び運営並びに旅行業
12. 防犯防災機器・インテリア用品・エクステリア用品・食料品・飲料水・書籍・文具・切手及び印紙の販売
13. 総合リース業、割賦購入斡旋業及び金融業
14. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する事業
15. 前各号に関する調査、研究及びコンサルティング事業
16. 介護保険法に基づく特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具の販売
17. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本社及び支社の所在地)

第3条 当社は本社を豊橋市に、支社を浜松市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億2千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

② 株主総会は、本社の所在地またはこれに隣接する地において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社へ提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員のため選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。

(相談役及び顧問)

第 23 条 取締役会の決議をもって相談役及び顧問若干名を置くことができる。その任期は取締役の任期と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定める。ほかに取締役会長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

② 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 32 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任 期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつ

て行なう。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(中間配当)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を
することができる。

(配当の除斥期間等)

第 48 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領さ
れないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の金銭には、利息をつけない。

昭和 1 8 年 9 月 1 日	制 定
昭和 3 1 年 8 月 2 0 日	一部改定
昭和 3 6 年 8 月 2 1 日	一部改定
昭和 3 8 年 2 月 2 5 日	一部改定
昭和 3 8 年 8 月 2 6 日	一部改定
昭和 4 2 年 2 月 2 7 日	一部改定
昭和 5 0 年 2 月 2 8 日	一部改定
昭和 5 7 年 3 月 2 9 日	一部改定
昭和 6 3 年 3 月 3 0 日	一部改定
平成 3 年 3 月 2 8 日	一部改定
平成 4 年 3 月 2 7 日	一部改定
平成 6 年 3 月 3 0 日	一部改定
平成 1 1 年 3 月 3 0 日	一部改定
平成 1 3 年 3 月 2 9 日	一部改定
平成 1 4 年 3 月 2 8 日	一部改定
平成 1 5 年 3 月 2 7 日	一部改定
平成 1 5 年 4 月 1 日	一部改定
平成 1 7 年 3 月 2 9 日	一部改定
平成 1 9 年 3 月 2 9 日	一部改定
平成 2 0 年 3 月 2 5 日	一部改定
平成 2 1 年 3 月 2 7 日	一部改定
平成 2 7 年 3 月 2 4 日	一部改定
平成 2 8 年 3 月 1 8 日	一部改定